

## 新旧対照表

【沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律等の施行に伴う関税等の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第269号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>附属第2 様式の記載要領</p> <p>小規模企業製造用原料品 発電用石油 減免税明細書（別紙様式1） 消費生活物資</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 発電用石油について免税を受けようとする場合には、「規格」欄には、当該石油（軽油又は重油）について、温度15度における比重、引火点及び<u>日本産業規格</u>に定める分留性状の試験方法による90%留出温度を記載させる。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>附属第2 様式の記載要領</p> <p>小規模企業製造用原料品 発電用石油 減免税明細書（別紙様式1） 消費生活物資</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 発電用石油について免税を受けようとする場合には、「規格」欄には、当該石油（軽油又は重油）について、温度15度における比重、引火点及び<u>日本工業規格</u>に定める分留性状の試験方法による90%留出温度を記載させる。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p>